

公 示

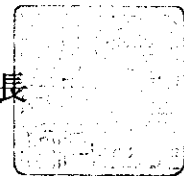
公示第 5 号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、平成23年6月11日をもって満了するものとする。

- 一 岩手県宮古市、釜石市、大船渡市、陸前高田市、下閉伊郡山田町及び上閉伊郡大槌町に使用の本拠の位置を有する自動車
- 二 当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年5月10日

国土交通省東北運輸局岩手運輸支局長



公 示

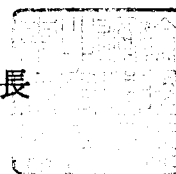
公示第 6 号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、平成23年6月11日をもって満了するものとする。

- 一 宮城県気仙沼市、石巻市、東松島市、塩竈市、多賀城市、本吉郡南三陸町及び牡鹿郡女川町に使用の本拠の位置を有する自動車
- 二 当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年5月10日

国土交通省東北運輸局宮城運輸支局長



公 示

公示第62号

道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）第61条の2の規定により、以下の各号に掲げる自動車であって、当該自動車検査証の有効期間の満了する日が、平成23年3月11日から平成23年6月10日までのものは、平成23年6月11日をもって満了するものとする。

- 一 福島県相馬市、南相馬市、相馬郡新地町、相馬郡飯舘村、双葉郡浪江町、双葉郡双葉町、双葉郡大熊町、双葉郡富岡町、双葉郡檜葉町、双葉郡広野町、双葉郡葛尾村及び双葉郡川内村に使用の本拠の位置を有する自動車
- 二 当支局管内に使用の本拠の位置を有する自動車のうち、東日本大震災の被災地（岩手県、宮城県及び福島県）において、救助、災害復旧、物資輸送等の活動を行うものであって、災害救助法（昭和22年法律118号）の適用を受けた地方公共団体の災害対策本部等公的機関が発行する救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車であることを証する書面を有するもの

平成23年5月10日

国土交通省東北運輸局福島運輸支局長

